



## 被害者にも加害者にもなりうる自転車の運転

今週の月曜日、全校集会の中で、上のタイトルで自転車に乗る際に気をつけてほしいことについてお話をしました。▼最初にお話したのは『被害者にならないために大切なこと』。10月17日、午後5時10分頃、笛吹市石和町の市道交差点で、軽乗用車と自転車が出会い頭に衝突。この事故で自転車に乗っていた笛吹市内の小学6年生の男児が亡くなりました。現場は、秋が深まり、日の入りの時刻が早まる頃の信号機と横断歩道のない交差点でした。突然、未来が途絶えてしまった男児が不憫でなりません。それに加えて男児の家族のことを考えると胸が締めつけられる思いです。この痛ましい事故を防ぐことはできなかったのでしょうか。自転車を運転する側の立場で考えてみましょう。▼出会い頭の衝突事故(特にこの事故のように夕暮れ時の事故)を避けるには、次のような手立てが考えられます。①**早めのライトの点灯や反射材を利用する。ライトには暗闇を照らして明るくする以外に自分の存在を知らせる役割があります。**この時期は、見づらくなってからライトを点灯するのではなく**午後4時を過ぎたら必ず点灯**させてほしいと思います。②**交差点や細い路地から車道に出る際には必ず一時停止を行い、左右の確認をする。**子どもの頃、交通安全教室で、道を渡る時には「右、左、右」の順に確認するように教わったはずですが。どんなに急いでいても「右、左、右の確認」を必ず行いましょう。③**必ずヘルメットを着用する。**ある調査によると事故時、**ヘルメット非着用時の致死率は、着用時に比べて約2.3倍**高いとのこと。何より大切な命を守るためにも必ずヘルメットを着用しましょう。そして、集会の中で特に声を大にしてみなさんに伝えなかったのは、④**『もしかしたら車が来るかもしれない』と考えるハンドルを握ること。**例え青信号であったとしても信号無視する車が来るかもしれない……。それくらいに慎重に考えることが事故を避けるのに有効です。▼続いてお話したのは『加害者にならないために大切なこと』。10月30日、午後8時25分頃、甲府市徳行の通称アルプス通り沿いの歩道で、自転車と歩行者が衝突。歩行者の高齢の男性が死亡しました。現場は自転車の走行が認められている歩道で運転していたのは学校から帰る途中の男子高校生でした。警察によると正面衝突だったということです。▼自転車事故と聞くと、とかく自転車が被害者となる場合を想像しがちですが、実際は「自転車側が加害者」といった事故も多発しています。その際に発

生するのが損害賠償金。集会で示した自転車事故による高額損害賠償金の例を改めて見てみましょう。

| 損害賠償額   | 事故の概要   |
|---------|---|
| 9,521万円 | 男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、植物状態となって意識が戻らない状態になる。<br>平成25年7月4日判決 |
| 9,266万円 | 男子高校生が昼間、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と正面衝突。男性会社員に言語機能の喪失が残る。<br>平成20年6月5日判決                                |
| 6,779万円 | 男性が夕刻、片手運転で下り坂を高速で走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷で3日後に死亡。<br>平成15年9月30日判決                          |
| 5,438万円 | 男性が昼間、信号無視をして高速度で交差点に進入。青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。頭蓋内損傷で11日後に死亡を確認。<br>平成19年4月11日判決                       |
| 4,043万円 | 男子高校生が早朝、赤信号で横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡。<br>平成17年9月14日判決                       |

▼上の例から分かるように1億円近くの損害賠償金を請求されることもあり得ます。もちろん、事故で亡くなられたり、重大な怪我・傷害を負った方が何よりも気の毒なのですが、事故を起こした本人やその家庭も、精神的、そして財政的にとてつもなく大きなダメージを負うことになるのです。▼普段、みなさんが自転車に乗る時、「自分が加害者になるかも？」などと考えて運転している人が果たしているのでしょうか？しかし、現実にはこのような事故は起きています。私がみなさんに最も伝えたいことは、「**自転車に乗る際には、このような事故を起こす側になる可能性がある**」ということを意識してハンドルを握ってほしいということです。▼11月1日から、**自転車にも道路交通法の罰則が適応されるようになりました。**12日には県内で道交法罰則新設後初となる酒気帯び疑い自転車が摘発されています。今回の法律の改正を自転車との向き合い方を改めて考え直す機会にしてほしいと思います。何よりも大切な自分の命、そして他人の命を守るために。